

福岡県生涯現役チャレンジセンター NPO・ボランティア団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県生涯現役チャレンジセンター（以下「センター」という。）が実施する、高齢者が参加可能なNPO・ボランティア団体の登録に関して定める。

(登録団体)

第2条 登録団体とは、本要綱に同意し、所定の登録手続きを経てセンターから承認を受けた団体とする。

(登録団体の要件)

第3条 登録できるNPO・ボランティア団体は、不特定かつ多数の利益の増進のため自発的に社会貢献活動を行う利益を目的としない民間団体で、次の各号に該当する団体とする。ただし、共益的・互助的な活動や個人の趣味的な活動を目的とする団体、自治組織等を除く。

- (1) 高齢者が参加可能な団体であること
- (2) 福岡県内に事務所を有する団体又は主に福岡県内で活動する団体であること
- (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする団体でないこと

(登録申込)

第4条 登録を希望するNPO・ボランティア団体は、NPO・ボランティア団体団体登録申込書（様式第1号）又はセンターのホームページ内のNPO・ボランティア団体団体登録申込フォームにより、福岡県生涯現役チャレンジセンター長（以下「センター長」という。）に登録の申込みを行う。

(登録事項)

第5条 センター長は、前条の申込みの内容を審査したうえ、登録が適当と認めた場合は、当該登録の申込みのあった事項を登録する。

(登録の変更)

第6条 登録団体は、登録事項に変更があった場合は、NPO・ボランティア団体団体登録変更・抹消届（様式第2号）又はセンターのホームページ内のNPO・ボランティア団体登録変更届出フォームにより、速やかにその旨をセンター長に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第7条 センター長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第3条に規定する団体に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったとき
- (3) 様式第2号又はセンターのホームページ内のNPO・ボランティア団体登録抹消届出フォームにより、登録団体から登録の抹消の届出があったとき
- (4) その他センター長が登録に不相当であると判断したとき

(登録団体への支援等)

第8条 センターは、登録団体に対し、次に掲げる支援を行う。ただし、これによって当該登録団体の活動に支障をきたす場合はこの限りではない。

- (1) 登録された情報をセンターホームページに掲載し、広く公開すること
- (2) 高齢者や公的機関からの問い合わせに対し、登録された情報を提供すること
- (3) 登録団体からの申出に応じ、当該団体が主催する行事等の情報をセンターの施設を利用して提供すること
- (4) 高齢者からの相談に応じて、登録された情報を提供し、活動希望者を紹介すること

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成24年3月5日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。